

# 住民税非課税世帯等に対し 10 万円が給付されます。

(すでに対象となった世帯を除く)

～令和 4 年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金のご案内～ 四万十市

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(1 世帯当たり 10 万円)は、住民税(市県民税)非課税世帯や令和 4 年 1 月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する給付金です。給付金を受給するためには手続きが必要です。

## 支給対象世帯 (次の①、②のいずれかに該当する世帯)

### ① 【令和 4 年度住民税(市県民税)非課税世帯】

基準日(令和 4 年 6 月 1 日)において、世帯全員の令和 4 年度分の住民税(令和 3 年中の収入に対するもの)が非課税である世帯で、令和 3 年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金の対象でない世帯(※他市町村で受給対象の世帯も対象外です。)

※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は対象外です。

### ② 【家計急変世帯】

①に該当しない世帯で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和 4 年 1 月 1 日以降、家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

※すでに住民税非課税世帯等臨時特別給付金の受給対象の世帯および、住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は対象外です。

## 手続きは？

②の家計急変世帯の方の手続きは裏面をご覧ください

## ①の令和 4 年度住民税非課税世帯の方の手続き

### 市から送られてくる確認書の返送が必要です。

市から対象者に、口座情報等を記入した確認書を 7 月上旬頃発送しますので、受領後必要事項を記入し返送してください。(原則 3 か月以内に返送してください。遅くとも令和 4 年 10 月 31 日必着でご返送ください。)

市では、返送された確認書をチェックし、返送から 3 週間後をめどに口座へ入金します。(ただし初回の入金は 8 月中旬の予定です。)

### 留意事項(令和 4 年度分)

- ◆確認書では、「世帯全員が、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けていないこと」「世帯の中に住民税課税となる所得があるのに、未申告である者がいないこと」「給付金の受給済みでないこと」の確認(誓約)が必要となります。
- ◆確認書に市が記入する口座情報は、令和 2 年度の定額給付金手続きの際に登録いただいた口座です。口座登録の無い方や口座を変更されたい方については、確認書に口座番号を記入していただく等の手続きが必要となります。  
※新たな口座を指定する場合、口座確認書類(通帳、キャッシュカード等の写し)や本人確認書類(免許証、保険証等の写し)の添付が必要となります。
- ◆未申告等の方は、住民税の課税情報が無いため確認書の発送を行いませんので、給付金の申請にあたって、令和 3 年中の収入の申告を税務課にさせていただく必要があります。この場合、申告した収入が非課税相当でない場合は、給付対象となりません。
- ◆確認書発行後 3 か月を経ても返送が無い場合は、給付金を辞退したものとみなされますのでお早めにご返送ください。特別な事情があって返送が遅れた場合でも、令和 4 年 10 月 31 日までに返送が無いと給付が受けられません。
- ◆DV被害等で本市へ居住しているにも関わらず本市へ住民登録されていない方については、本市で給付される場合もあります。また、親族の被扶養者となっている場合であっても、扶養者の死亡、行方不明、離婚、暴力からの避難等で、令和 4 年 6 月 1 日現在、実際は扶養されていない場合は給付対象となる場合がありますのでお問合せください。(申出期限 令和 4 年 10 月 31 日)
- ◆確認書は住民登録地へ送付されますので、施設入所などで自宅等に送られた確認書の受け取りが困難な方については、郵便物の受領について、ご本人やご親族等がご留意頂くか、又は市担当までご相談ください。

### ※令和 3 年度分給付について

◆令和 4 年 2 月に対象者に確認書をお送りしています、令和 3 年度分の住民税非課税世帯給付の返送(申請)期限は令和 4 年 9 月 30 日です。それを過ぎると、給付が受けられなくなります。

※令和 3 年度の住民税非課税世帯等給付金の詳細については令和 3 年度分チラシ(青色文字のチラシ 市ホームページからダウンロード可能)をご覧ください。

## ②の家計急変世帯の方の手続き

**家計急変世帯はご自身での申請手続きが必要です。**

住民税非課税世帯に該当しない世帯であっても、令和4年1月1日以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、世帯全員の収入状況が、非課税相当の水準となった世帯については、申請を行うことにより、1世帯当たり10万円の給付が受けられます。四万十市で申請ができる方は、申請日時点で、四万十市に住民登録がある方です。

**※ただし、新型コロナウイルス感染症が原因でない収入の減少は対象となりません。**

家計急変世帯については、個別に各世帯への案内通知はありませんので、**ご自分で申請手続きを行っていただく必要があります。**

■申請期間 令和4年7月1日(金)～9月30日(金)※住民税非課税世帯給付と異なります。

■申請場所 本庁：四万十市役所1階 特設窓口又は福祉事務所  
(西土佐地域) 保健センター内 西土佐保健分室

### 留意事項

■対象となる世帯(次の全てに該当する必要があります。)

- ・申請日時点で四万十市に住民票があること
- ・収入の減少の理由が新型コロナウイルス感染症の影響であること
- ・世帯の全員が、令和4年1月1日以降の収入について、住民税が課税されない水準と同様の事情にあること
- ・世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の税法上の扶養を受けていないこと
- ・令和3年度又は4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の対象世帯(他市町村で対象の場合も含む)でないこと。又は当該世帯の世帯主もしくは世帯員であった者のみで構成される世帯でないこと。

### ■提出書類

下記①～⑥の書類の提出が必要です。

- ①住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯)申請書(様式第3号)
- ②様式第3号 別紙

上記①、②の申請書については、市役所本庁(福祉事務所)、保健センター(西土佐保健分室)でお渡すほか、郵送での送付や市ホームページからのダウンロードも可能です。

**※申請書をお渡しできるのは6月下旬頃からとなります。ご了承ください。**

- ③収入・所得を証明する書類

非課税相当であるかどうかの判定は、令和4年1月1日以降の任意の1か月間の収入又は所得で判定します。それらの収入・所得の根拠となる書類の提出が必要です。給与明細や帳簿類等をご持参ください。  
なお、農業や事業収入などで、季節的な理由などによる一時的な収入の減少は支給対象となりません。

- ④本人確認書類(免許証、保険証、介護保険証、パスポート、マイナンバーカード(表面)、年金手帳等のいずれかの写し)
- ⑤受取口座を確認できる書類の写し(通帳、キャッシュカード等の写し)
- ⑥転入者等の場合は戸籍附票等の添付が必要となる場合があります。

**※令和3年1月～12月の収入に対する家計急変世帯の申請受付は令和4年5月末で終了しました。**



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください。

市役所からの電話で不審に思った場合は、担当者名を確認後、電話を一旦切り、下記電話へおかけ直してください。

### 給付金についてのお問い合わせは

四万十市福祉事務所内 非課税世帯給付金担当

専用電話 ☎ 34-9117

福祉事務所直通 ☎ 34-1781 FAX 34-1880 Eメール hikazei@city.shimanto.lg.jp

※市役所1階に特設相談窓口を設置する予定です。

(西土佐地域) 保健センター内 西土佐保健分室 ☎ 52-1132